

平成20年度より

国民健康保険税が変更になりました

◎後期高齢支援金が創設されました

平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度施行に伴い、0歳から74歳までの医療保険加入者は、後期高齢者医療制度を支援することとなり、医療分、介護分に加えて後期高齢者支援金分として納付していただくことになりました。

◎国民健康保険税の大幅な変更により激変緩和措置がとられています

- ①国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い2人世帯から1人世帯となった世帯（特定世帯）に関する平等割は、特定世帯となった後5年間に限り（同月以後継続して同一世帯に属する場合）半額になります。
- ②国民健康保険に加入している世帯で、低所得者世帯の保険税（均等割・平等割）の減額については、後期高齢者医療制度へ移行した人を移行後5年間に限り世帯に加えて判定することになります。（但し、異動等がない場合に限る）

◎国民健康保険税の税率が変更になりました

税 率 等		平成20年度	平成19年度
医 療 分	所 得 割	6.50%	10.00%
	資 産 割	29.00%	35.00%
	均 等 割	14,000円	22,000円
	平 等 割	16,000円	26,000円
	賦課限度額	470,000円	560,000円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所 得 割	2.50%	—
	資 産 割	6.00%	—
	均 等 割	8,000円	—
	平 等 割	10,000円	—
	賦課限度額	120,000円	—
介 護 分	所 得 割	2.20%	2.20%
	資 産 割	8.00%	8.00%
	均 等 割	8,000円	8,000円
	平 等 割	10,000円	10,000円
	賦課限度額	90,000円	90,000円